

回覧

ふと考えた

「もしものいふ。」



1人あたりの掛金

年額

500円

令和4年 2月1日受付開始!

共済期間

令和4年 4月1日

令和5年 3月31日

自動車や自転車、バイクなどの交通による人身事故で、加入者がケガ(通院・入院7日以上)、死亡のときに、お見舞金をお支払いします。

4月1日以降にお申込みの方は、領収日付印の翌日～令和5年3月31日

令和4年度

交通災害共済

下記の区域に居住し、住民登録をしている方が加入できます。

- 三股町、高原町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町
- 宮崎市清武町・田野町・佐土原町・高岡町

- 都城市山之口町・高城町・山田町・高崎町
- 延岡市北方町・北川町・北浦町
- 日南市北郷町・南郷町

※修学のため、一時的に区域外に転出している学生も加入できます。

交通災害共済とは？

日本国内において、道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路で、自動車・バイク・自転車等の車両および汽車・電車・航空機・旅客船等の交通に伴う人身事故により、加入者が死傷した時に見舞金をお支払する制度です。(自損事故も含まます)



対象になる交通事故の例

下記のような車両を伴う交通事故で死傷した場合

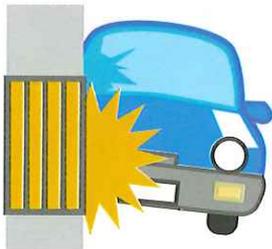
バイクと自動車の事故



歩行者と自転車の事故



車両の単独事故



自転車同士の事故



対象にならない事故の例



一輪車やスケートボード等の遊具による単独事故



小児用自転車やバッテリーカー等の、車両に該当しない乗り物での単独事故



歩行中の単独事故



歩行者同士の事故



次のような場合は、災害見舞金の全部または一部をお支払できません。

× 災害見舞金はお支払できません。

- × 自殺による事故
- × 無免許運転による事故
- × 酒酔い運転による事故
- × 著しく速度制限に違反した運転による事故
- × 故意または重大な過失による事故
- × 地震、噴火、津波又は暴動等に起因する事故
- × 虚偽の請求をしたとき

△ 災害見舞金の**一部**はお支払できません。

- ▲ 正当な理由なくして、傷害の治療に関する医師の指示に従わなかったとき
- ▲ 盗車または無断で他人の車を運転し、事故を起こしたとき
- ▲ 酒気帯び運転による事故
- ▲ 酒酔い運転または無免許運転の車両に同乗中、交通災害を受けたとき
- ▲ 一般の人が立ち入ることのできない作業場、鉄道または軌道の道路内での交通事故

詳しくは、お住まいの町村役場・市総合支所へお問い合わせください。